

静岡市桜えび関連小規模事業者経営改善資金緊急対策利子助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、地域固有の資源である桜えびに関連する産業の次世代への継承に資するため、近年の桜えびの記録的な不漁への緊急的な対策として、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）による小規模事業者経営改善資金（以下「資金」という。）の融資（一括返済のものを除く。以下同じ。）を受けて経営の改善及び維持を図る桜えび関連小規模事業者に対して、予算の範囲内において当該融資に係る利子助成金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 桜えび関連小規模事業者 駿河湾で水揚げされた桜えびを原材料に使用した商品を主に取り扱う小規模事業者で、桜えびに関連する事業を営むものとして市長が認めたものをいう。
- (2) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者のうち、統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類の大分類Eの製造業、大分類Iの卸売業及び小売業並びに大分類Mの宿泊業及び飲食サービス業に区分されるものをいう。

(利子助成対象者)

第3条 利子助成金の交付の対象となる者（以下「利子助成対象者」という。）は、資金の融資の申込みの日以前において市内に事業所を有し、かつ、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、静岡商工会議所又は静岡市清水商工会（以下「商工会議所等」という。）のいずれかの推薦を受け、公庫による資金の融資を受けた桜えび関連小規模事業者で、市長が必要があると認めるものとする。

(利子助成金の額)

第4条 利子助成金の額は、前年度の3月1日から当該年度の2月末日までに公庫に支払った利子額（延滞に係る利子額を除く。）に1パーセントを乗じ、融資利率で除した額とする。

(利子助成の対象期間)

第5条 利子助成金を交付する対象となる期間は、利子助成対象者が融資の契約を交わした日から起算して24箇月以内とする。

(事務手続の委任)

第6条 利子助成金の交付を受けようとする者は、融資を申し込む際に推薦を受けた商工会議所等に対して、規則及びこの要綱の規定に基づく利子助成金の交付申請、請求、受領、実績報告等の事務手続を委任するものとする。

2 前項の規定により委任を受けた商工会議所等（以下「受任商工会議所等」という。）は、毎月末までに、前項の規定により委任をした者の住所、氏名、融資額その他の事項について、受任状況報告書（様式第1号）によって、市長に報告しなければならない。

(交付の申請)

第7条 受任商工会議所等は、前条第1項の規定による委任に基づき利子助成金の交付の申請をするときは、桜えび関連小規模事業者経営改善資金緊急対策利子助成金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 桜えび関連小規模事業者経営改善資金緊急対策利子助成金実績報告書（様式第3号）
- (2) 前条第1項の規定により利子助成対象者が商工会議所等に提出した委任状
- (3) 公庫が商工会議所等に対して発行する融資決定状況通知書の写し
- (4) 公庫が利子助成対象者に対して発行する返済予定額一覧表の写し
- (5) 公庫が商工会議所等に対して発行する支払利子証明書の写し
- (6) 商工会議所等が発行する桜えび関連小規模事業者に対する意見書（様式第4号）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、利子助成金の交付を決定し、及び交付すべき利子補給金の額を確定したときは、桜えび関連小規模事業者経営改善資金緊急対策利子助成金交付決定兼確定通知書（様式第5号）により、当該受任商工会議所等に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(利子助成金の請求)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた受任商工会議所等は、遅滞なく請求書を市長に提出しなければならない。

(利子助成金の支払結果の報告)

第10条 利子助成金を受領した受任商工会議所等は、直ちに利子助成対象者に利子助成金を支

払うとともに、桜えび関連小規模事業者経営改善資金緊急対策利子助成金支払結果報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(利子助成金の交付決定の取消及び返還)

第11条 市長は、利子助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子助成金の交付を取り消し、又は既に交付した利子助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により利子助成金を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適正と認めるとき。

2 商工会議所等は、利子助成対象者が前項第1号に該当することを知ったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(書類の保存等)

第12条 利子助成金の交付を受けた利子助成対象者及び受任商工会議所等は、当該利子助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を利子助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、利子助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年度の利子助成金から適用する。

(令和2年度の特例)

2 令和2年度の利子助成金に係る第4条の規定の運用については、同条中「前年度の3月1日」とあるのは「令和2年4月1日」とする。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

受任状況報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
報告者 名 称 印
代表者の氏名

年 月 日から 月 日までに静岡市桜えび関連小規模事業者経営改善
資金緊急対策利子助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づく事務手続の委任を受けたので、
同条第2項の規定により次のとおり報告します。

委任を受けた事項

委任者氏名 （法人にあつては名称 及び代表者の氏名）	委任者住所	融資契約日	融資額
		年 月 日	円
		年 月 日	円
		年 月 日	円
		年 月 日	円
		年 月 日	円
計			円

様式第2号（第7条関係）

桜えび関連小規模事業者経営改善資金緊急対策利子助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

申請者 名 称 印

代表者の氏名

利子助成金の交付を受けたいので、静岡市桜えび関連小規模事業者経営改善資金緊急対策利子助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します

1 交付申請額 円

2 添付書類

- （1）桜えび関連小規模事業者経営改善資金緊急対策利子助成金実績報告書（様式第3号）
- （2）利子助成対象者が商工会議所等に提出した委任状
- （3）公庫が商工会議所等に対して発行する融資決定状況通知書の写し
- （4）公庫が利子助成対象者に対して発行する返済予定額一覧表の写し
- （5）公庫が商工会議所等に対して発行する支払利子証明書の写し
- （6）桜えび関連小規模事業者に対する意見書（様式第4号）

様式第3号（第7条関係）

桜えび関連小規模事業者経営改善資金緊急対策利子助成金実績報告書

年 月 日

所在地

報告者 名称

印

代表者の氏名

	利子助成対象者 (法人にあっては名 称及び代表者の氏名)	事業所所在地	融資額	契約日	今年度の償還月 数（利子助成を 受ける期間）	令和元年9月1日 から2月末日まで の支払利子額	交付申請額 (融資利率の内 1%相当額)
			円		箇月	円	円
			円		箇月	円	円
			円		箇月	円	円
			円		箇月	円	円
			円		箇月	円	円
			円		箇月	円	円
			円		箇月	円	円
			円		箇月	円	円
計			円			円	円

(注) 記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付してください。

様式第4号（第7条関係）

桜えび関連小規模事業者に対する意見書

申込者名称 及び代表者の氏名		業 種	製造業 卸売業 小売業 宿泊業 飲食サービス業
主たる事務所の 所在地	〒 ー 連絡先		
直近1年の 事業の内容 (年 月～ 年 月)	主な事業	主たる生産品目	年間生産額
	1		円
	2		円
	3		円
経常利益 (過去3期分)	第 期 (年 月 ～ 年 月)		円
	第 期 (年 月 ～ 年 月)		円
	第 期 (年 月 ～ 年 月)		円
駿河湾で水揚げされた桜えびを原材料に使用した商品の取扱状況 ※取扱いが分かる書類（例：仕入・納品伝票、注文書、パンフレット等）を添付してください。			
商品の内容		左記の仕入先名称及び住所	
桜えびの記録的な不漁に伴う経営の状況			
桜えびを取り扱う地域の産業を次世代に残していく事業の展望			
事業展望に基づく経営改善の方針及び資金の資金使途			

上記に基づき、桜えび関連小規模事業者である旨を申し添えます。

商 工 会 議 所 等 名 称			
役 職 者 氏 名	職	氏名	㊟
担 当 者 氏 名	職	氏名	㊟

様式第5号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

桜えび関連小規模事業者経営改善資金緊急対策利子助成金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった利子助成金の交付については、静岡市桜えび関連小規模事業者経営改善資金緊急対策利子助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定し、及び確定したので、通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円
- 3 利子助成対象者一覧

利子助成対象者名 (事業者名及び 代表者の氏名)	利子助成金 交付決定額	利子助成金 交付確定額	利子助成期間
	円	円	年 月～ 年 月
	円	円	年 月～ 年 月
	円	円	年 月～ 年 月
	円	円	年 月～ 年 月
	円	円	年 月～ 年 月
計	円	円	

(注) 記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付してください。

様式第6号（第10条関係）

桜えび関連小規模事業者経営改善資金緊急対策利子助成金支払結果報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

報告者 代理人名称 印

代表者の氏名

年 月 日付け 第 号により決定し、及び確定した利子助成金について、次のとおり利子助成対象者に支払ったので、静岡市桜えび関連小規模事業者経営改善資金緊急対策利子助成金交付要綱第10条の規定により報告します。

- 1 交付決定額 円
- 2 各利子助成対象者への利子助成金支払完了日 年 月 日
- 3 各利子助成対象者への利子助成金支払明細

利子助成対象者名 (法人においては名称及び代表者の氏名)	利子助成金支払額	支払日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
計	円	年 月 日

（注）記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付してください。